

287

288

顧客本位のコンサルティング・ フィー・ビジネス実践講座 追補資料

本資料は特に断らない限り、2022年10月1日時点における情報等に基づいて記述されています。

株式会社きんざい 教育研修事業部（編）

202209①

銀行の業務範囲規制等の改正 ※第2分冊 2-1、2-2等に関連

1. 改正に至る経緯

2021年5月に「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が成立し、同年11月22日に改正銀行法や政省令が施行されました。これにより、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行本体および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲が拡大するとともに、銀行が出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう銀行や銀行持株会社の出資規制が緩和されました。

2. 改正の概要

今回の改正は、主に「銀行本体の業務範囲の拡大」、「銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲の拡大」、「銀行や銀行持株会社の出資規制の緩和」です。

(1) 銀行本体の業務範囲の拡大

銀行本体の個別列挙付随業務に「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」が追加されました（銀行法10条2項21号）。内閣府令で定めるものとは、大要、次の①から⑤までに掲げる業務（当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る）です（銀行法施行規則13条の2の5各号）。

- ① 他の事業者等（法人その他の団体および事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る）をいう）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等または顧客の紹介その他の必要な情報の提供および助言ならびにこれらに関連する事務の受託（「経営相談等業務」）
- ② 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る登録型人材派遣事業
- ③ システムの設計、開発もしくは保守・プログラムの設計、作成、販売を行う業務（当該銀行が単独でもしくは他の事業者等と共同して設計し、もしくは開発・作成したシステム・プログラムまたはこれに準ずるものに係るものに限る。
- ④ 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析または情報の提供を行う業務
- ⑤ 当該銀行の利用者について定期的にまたは随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

今回の改正により、「新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」との制限はありますが、経営相談、情報提供等のコンサルティング・フィー・ビジネスを取引先企業のみならず、他の事業者全般に対して行うことが可能となりました。なお、監督指針の内容には引き続き留意が必要です。

(2) 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲の拡大

銀行の子会社・兄弟会社となることができるベンチャービジネス会社、事業再生会社、地域活性化事業会社について要件が緩和される等の業務範囲の拡大がなされました（銀行法16条の2第1項12号、13号、14号、同法施行規則17条の2第5項、6項、8項等）。

銀行の子会社・兄弟会社となることができる投資専門子会社について従前はキャピタル業務しか営みませんでした。今回の改正により、経営相談、業務に関連する事業者等または顧客の紹介その他の必要な情報の提供および助言と附帯する業務も営めることになり（銀行法16条の2第1項14号、同法施行規則17条の2第14項）、また、従属業務專業会社について銀行法上、収入依存度規制（従属業務を営む会社は、「親銀行グループからの収入が50%以上であること」、加えて、「当該銀行グループに属する銀行からの収入があることが必要」との規制）が削除されました。

なお、銀行の子会社・兄弟会社となることができる銀行業高度化等会社は、一定の銀行業高度化等会社と他業銀行業高度化等会社の2種類になりました。

前者については、①フィンテック、②地域商社、③登録型人材派遣、④システム開発・プログラム販売、⑤データ分析・マーケティング・広告、⑥ATM保守点検、⑦成年後見支援、⑧①から⑦までに關し必要な業務であつて子会社対象会社が営めるもの、⑨附帯業務を専ら営む会社と、⑩障害者雇用促進法に基づく認定を受けた特例子会社です。これらについては個別の他業認可ではなく、通常の子会社等の認可の取得で足りることになりました（銀行法16条の2第4項、同法施行規則17条の5）。さらに、認定銀行持株会社は、一定の銀行業高度化等会社（特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社）を子会社にする場合には、認可ではなく事前届出で足りることになりました（銀行法施行規則34条の19の8）。

後者については、他業銀行業高度化等会社の個別の他業認可が必要となります（銀行法16条の2第4項、同法施行規則17条の5の2）。

今回の改正により、銀行の子会社や兄弟会社においてもコンサルティング・フィー・ビジネスを実施しやすくなりました。

(3) 銀行や銀行持株会社の出資規制の緩和

銀行や銀行持株会社はその子会社である投資専門会社を通じて、従前は事業再生会社等に対して100%出資ができるものの、地域活性化事業会社に対しては50%までの出資に制限されていきました。

今回の改正により投資専門会社を通じて地域活性化事業会社に対して100%出資ができるようになりました（銀行法16条の2第1項14号）。

個人情報保護法の改正 ※第2分冊 2-10に関連

1. 改正に至る経緯

2015年の改正個人情報保護法附則12条にある、いわゆる「3年ごと見直し」に関する規定により、2020年個人情報保護法改正が行われました。今回の改正は、2020年6月12日に公布され、2022年4月1日に全面施行されています。

2. 改正の概要

今回の改正は、主に「個人の権利のあり方」、「事業者の守るべき責務のあり方」、「データ利活用に関する施策のあり方」、「ペナルティのあり方」、「法の域外適用・越境移転のあり方」の各視点から整理されています。

（1）個人の権利のあり方

利用停止・消去等の個人の請求権について、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充されます。

（2）事業者の守るべき責務のあり方

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、個人情報保護委員会への報告および本人への通知が義務化されます。

また、違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨が明確化されます。

（3）データ利活用に関する施策のあり方

「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務が緩和されることとなりました。

また、提供先が個人データとして取得することが想定される個人に関する情報の提供時に、本人の同意が得られていること等の確認が義務化されました。

（4）ペナルティのあり方

行為者処罰の法定刑を引き上げるとともに、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額が引き上げられました（法人重科）。

（5）法の域外適用・越境移転のあり方

日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者も、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象となります。

また、外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めることとなります。

3. コンサルティング業務に係る情報提供

(1) 個人データの漏えい等

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る個人情報保護委員会規則が定める事態が生じたときは、個人情報保護委員会にその旨を報告するとともに、原則として、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知する義務を負うことになりました（個人情報保護法26条の2第1項本文、同条2項本文）。

同法の報告義務の対象となる漏えい等は、以下のとおりです（個人情報保護法施行規則7条各号）。これは金融機関に限られず、個人情報取扱事業者全般に課される義務です。

- ① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- ④ 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

一方で、金融機関は、2020年個人情報保護法改正の施行前と同様に、各業法（銀行法12条の2、銀行法施行規則13条の6の5の2等）に基づき、その取り扱う個人顧客に関する「個人データ」の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態を知ったときは、監督当局に報告を行う必要があります（金融分野ガイドライン12条1項後段）。

(2) 個人データの第三者提供の制限

2020年個人情報保護法改正により、改正前の同法23条（第三者提供の制限）と同法24条（外国にある第三者への提供の制限）の条文番号が、改正後はそれぞれ同法27条と同法28条に変更になりました。また、改正前の金融分野における個人情報保護に関するガイドライン11条（第三者提供の制限）と同ガイドライン12条（外国にある第三者への提供の制限）の条文番号が、改正後はそれぞれ同ガイドライン12条と同ガイドライン13条に変更になりました。

金融商品販売法の改正 ※第2分冊 2-5、2-6等に関連

1. 改正に至る経緯

2020年6月12日に「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、2021年11月1日の同法の施行により、「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）が「金融サービスの提供に関する法律」（金融サービス提供法）に改称されました。

また、これまで縦割りで規制されていた、銀行、証券、保険にまたがる各分野の金融商品を

1つのライセンスによりワンステップで提供することができる「金融サービス仲介業」が創設されました。

2. 改正の概要

金融サービス提供法の制定により、媒介サービスの中に金融サービス仲介業が追加されることになりました。

「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務または貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいいます（金融サービス提供法 11 条 1 項）。

「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者など以外の者が銀行・信用金庫などの預金取扱金融機関のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く）の締結の媒介です（同条 2 項）。

「保険媒介業務」とは、特定保険募集人および保険仲立人ならびに損害保険会社、損害保険代理店および保険仲立人の役員および使用人ならびに特定少額短期保険募集人以外の者が保険会社などと顧客との間における保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く）の締結の媒介を行う業務をいいます（同条 3 項）。

「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者であって第一種金融商品取引業を行うものおよび金融商品仲介業者以外の者が有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く）の媒介などの一定の媒介を行う業務をいいます（同条 4 項）。

「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付けまたは手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く）の締結の媒介を行う業務をいいます（同条 5 項）。

いずれの業務においても契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものが除外されており、媒介対象となる商品が限定されています。コンサルティング・フィー・ビジネスを実施する際には、金融サービス仲介業にも該当しないように留意することが必要です。

また、金融サービス提供法では、金融商品の販売等に関する規律についての内容面での変更はほぼありませんが、金融商品販売法からの条文番号の変更が生じています。そこで、最近の金融サービス提供法の内容を確認するなどの注意が必要です。

「顧客本位の業務運営に関する原則」等の改正 ※第2分冊 2-8等に関連

1. 改正に至る経緯

金融庁は、2021年1月15日、「顧客本位の業務運営に関する原則」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」および「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正しました。これらは、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－」（2020年8月）での提言を踏まえた改正です。同庁は、2021年4月、顧客本位の業務運営のさらなる浸透・定着に向けた取組みのため、顧客本位の業務運営に関する原則の原則2から7に示されている内容毎に、取組方針等における記載内容との対応関係や共通 KPI の実績について、金融事業者に対して報告を求め、金融事業者リストに掲載し、公表することとしました。

また、同庁は、同報告が各業態の枠を超えた多様な商品の比較を容易にするため重要情報シートを活用することを提言したことを踏まえ、2021年5月12日、「重要情報シート」を作成・活用する際の手引きを公表しました。この「手引き」は、金融事業者が「重要情報シート」を作成・活用する際に参考となると思われる目線や今後考えられるベスト・プラクティスの例をまとめたものです。

さらに、同庁は、2022年1月18日、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI」を公表しました。投資信託と類似の機能を有する金融商品として比較推奨が行われている外貨建保険を対象に、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者の選択にさらに資するとともに、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、投資信託の共通 KPI と同様の基準で定義した運用評価別顧客比率と銘柄別コスト・リターン²の2つの指標が示されました。

2. 改正の概要

以下では金融機関に関連する改正の概要を説明します。

(1) 【重要な情報の分かりやすい提供】原則5の改正

わかりやすく提供する対象の「重要な情報」に含まれるべき内容として、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性が追加されました（同原則5（注1））。

また、複雑またはリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合の丁寧な情報提供工夫の内容として、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、わかりやすく行う旨が追加されました（同原則5（注4））。

(2) 【顧客にふさわしいサービスの提供】原則6の改正

同原則（注1）に、金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである旨が追記されました。

- ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと
- ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと
- ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと

（３）【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】原則７の改正

金融事業者は、各原則（これらに付されている（注）を含む）に関して実施する内容および実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである旨が（注）として追加されました。

（４）「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正

金融商品取引業者等の投資勧誘や保険募集人等による特定保険契約の販売・勧誘に際しての合理的な理由についての検討・評価として、以下の着眼点が追加されました（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1(1)③、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-4-1-3(3)）。

- ① 顧客に対する金融商品・特定保険契約の勧誘に先立ち、勧誘対象となる個別の金融商品・特定保険契約や当該顧客との一連の取引の頻度・金額が、把握した顧客属性や投資目的（特定保険契約につき顧客属性等）に適うものであることの合理的な理由があるかについて検討・評価を行っているか。
- ② その検討・評価を確保する観点から、金融商品・特定保険契約の特性等に応じ、（金融商品につきあらかじめ、商品の組成者等とも連携しつつ）どのような考慮要素や手順をもって行うかの方法を定めているか。

金融商品については、たとえば、元本の安全性を重視するとしている顧客に対して通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する等、顧客の投資目的に適合しない不適切な勧誘が行われることがないよう、顧客属性等に応じて一定の金融商品の投資勧誘を管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか、との例示も追加されました。

また、顧客に対する不適当または不誠実な投資勧誘行為として、たとえば、以下のような金融商品の勧誘行為が行われていないかとの着眼点が追加されました（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1(1)④）。

- ① 金融商品取引業者の利益を追求する結果として、顧客との一連の取引の経過をみたとき

に、顧客属性や投資目的に適合しない高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為（合理的な理由を欠く高頻度か否かの判断にあたっては、顧客の年間の平均投資残高に対する支払手数料の累計額の割合、当該顧客の過去の取引頻度等について、通常の投資行動から著しく逸脱したものではないか留意するものとする）

② 顧客に対し、顧客属性や本来の投資目的に適合しない金融商品を勧誘するため、当該金融商品に適合するような投資目的への変更を、当該顧客にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為

③ 顧客属性や投資目的を踏まえると複数の金融商品が顧客に適合する可能性のある状況において、合理的な理由がないにもかかわらず、手数料の高い金融商品を勧誘する行為

さらに、保険募集人等による顧客に対する不適当な販売・勧誘行為として、たとえば、以下のような特定保険契約の販売・勧誘が行われていないかとの着眼点が追加されました（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-4-1-3(4)）。

① 保険会社または保険募集人が、元本の安全性を重視している顧客に対して、元本の棄損リスクがある商品を販売・勧誘する行為

② ①のような行為において、保険会社または保険募集人が、当該特定保険契約に適合するような取引目的への変更を、当該顧客にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為

以上